

-特別市制度を4コマ漫画で分かりやすく解説-

「教えて！特別市 vol.1」を発行します

特別市の法制度化に向けた機運を高めていくため、これまで地域の方々を対象とした出前説明会の実施や市民祭り、区民祭等のイベントへの出展など、様々な機会を捉え、積極的な広報に取り組んでいます。

今回は、特別市制度についてより多くの方に知っていただくため、制度の内容を4コマ漫画とイラスト入りの解説で分かりやすく説明した「教えて！特別市 vol.1」を発行しました。「教えて！特別市 vol.1」は、市内の図書館や各区役所等に配布し、今後も継続して発行していく予定です。

「教えて！特別市 vol.1」概要

1 発行日

令和6年3月19日（火）

2 仕様

A4版／カラー／両面2ページ



▲市ホームページにも掲載しています

3 配布場所

区役所、支所、出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザに配架  
※今後、市立小・中学校、高等学校への配布を予定しています。



←【表面】

- ・漫画「ただただカワサキ」
- ・特別市制度や指定都市制度の概要を解説

【裏面】→

- ・漫画「市？県？わかりづらい」
- ・特別市の実現により、より便利になるサービスの事例などを解説



「特別市子」さんが特別市制度に関する疑問を投げかけ、イラスト入りの解説で分かりやすく説明します。

<問合せ先>

川崎市総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当 高橋  
電話 044-200-0057（直通）

川崎市は  
特別市を  
めざします

# 教えて! 特別市

Vol.1

ただただカワサキ



## 特別市とは、川崎市が県の区域外となり、市内の仕事をすべて行う制度です。



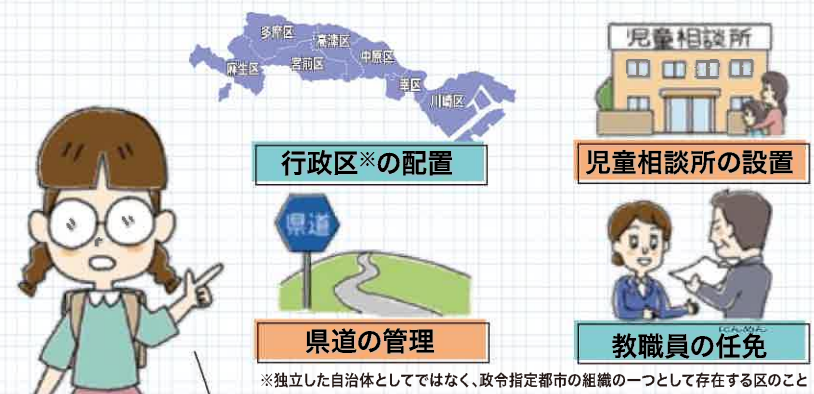
川崎市は現在、政令指定都市として県に代わって多くの仕事を行っています。県と市で窓口が分かれ、事務処理に時間がかかるなど、非効率な状況が発生しています。川崎市の目指す特別市とは、市内の仕事は、市民のみならずにより身近な市がすべて行うという制度です。

※基礎自治体=市町村など市民にもっとも身近な自治体

Point!

政令指定都市は人口が50万人以上いる市のうち、内閣の命令(政令)で指定された市のことです。一般の市とは異なり、児童福祉、道路管理、教育などの分野で幅広い事務を行っています。

### 【政令指定都市だからできることの一例】



今でも、窓口が分かりづらかったり、国と直接やり取りができず対応に時間がかかったりしているのよ。今の制度を変える必要があるわね!

市?県?わかりづらい



## 特別市が実現すると…

県と市で分かれている仕事を市がすべて行うことになるため、窓口が一本化され、より便利になります。

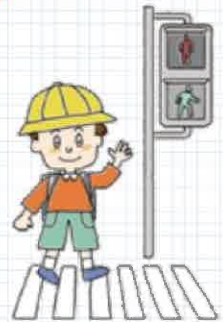
### 交通安全の仕事を一つに

現在



特別市

交通に関するきめ細かい対応が可能に



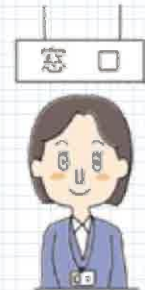
### 保育所・幼稚園の窓口を一つに

現在



特別市

一体的なサービスが提供可能に



川崎市がさらに暮らしやすいまちになるわね!

特別市は、政令指定都市とは異なる新しい自治体のかたちです。川崎市は特別市の早期実現をめざしています。

※特別市の実現には、国による法改正が必要です。



川崎市 総務企画局都市政策部 地方分権・特別市推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ☎044-200-0057 ☎044-200-3798

✉ 17tihobu@city.kawasaki.jp

川崎市ホームページ「特別市制度について」▶

